

一般財団法人ビーバー財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人ビーバー財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 この法人は、学業や運動能力が優秀でありながら経済的に恵まれない学生に対し、日本国内の大学に進学を希望するのであれば援助を行い、日本を発展させる将来を担う人材となってもらいたいという思いから、奨学金を給付することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本国内の大学生への奨学金の給付
- (2) 学校法人等への運営資金等の助成金の給付
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する事業については、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(設立者の氏名、住所、財産の拠出、その価額及び基本財産)

第4条 設立者の氏名及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次の通りとする。

設立者 長谷川 文彦

住 所 東京都渋谷区

拠出財産及びその価額 現金 300万円

2 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、前条に定めた財産若しくは評議員会において決議した財産は、この法人の基本財産とする。

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上にあたる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終了する。

(事業計画及び収支予算)

第6条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

第4章 評議員

(評議員)

第8条 この法人に評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第8条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第11条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第12条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第13条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する事項並びにこの定款に定める事項について決議する。

(開催)

第14条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集)

第15条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(評議員会の定足数)

第17条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分または除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1

項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

- 第20条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上6名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

- 第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業

務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(理事等の責任免除等)

第27条 この法人は、法人法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、理事の過半数の同意をもって、同法第111条第1項の行為に関する理事または監事の責任を法令の限度において免除することができる。

2 この法人は、法人法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事でないものまたは一般財団法人の使用人でないものに限る。）または監事との間に、同法第111条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

- 第28条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

- 第30条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第31条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

- 第32条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たすときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

- 第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 この法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第 36 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 37 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人もしくは公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人、または国もしくは地方公共団体に寄贈するものとする。

(剰余金の非配分)

第 38 条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第 9 章 公告の方法

(公告方法)

第 39 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 補則

(委任)

第 40 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和5年9月30日までとする
- 2 この法人の設立時の評議員は、次のとおりとする。
設立時評議員 長谷川文彦 泊昌之 藤川慎一
- 3 この法人の設立時の理事長、設立時の理事及び監事は、次のとおりとする。
設立時理事 松本恭一
設立時理事 永妻正明
設立時理事 山田美樹
設立時監事 鈴木正俊

以上、一般財団法人ビーバー財団を設立するため、この定款を作成し、設立者がこれに記名押印する。なお、この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

令和4年10月3日

設立者 氏 名 長谷川 文彦